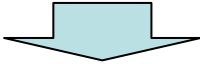


「国の研究開発評価に関する大綱的指針」 改定のポイント

1. 国の研究開発評価に関する取り組みの経緯

科学技術基本法(H7年法律第130条)の制定(H7. 11)



厳正な評価の実施を推進

第1期科学技術基本計画の策定(H8. 7)

国及び研究機関等における研究開発評価の取り組みが本格化
(研究開発機関及び研究開発課題に関する評価の本格的な導入、定着化を促進)

基本計画に基づいて策定
国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針(H9. 8)

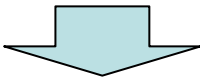
研究開発評価に関連した評価制度の整備

政策評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)制定(H13. 6)
※10億円以上の研究開発について事前評価を義務付け政策評価実施(H14. 4)

研究開発評価の導入促進から質的拡充の方向を提示
(研究開発施策及び研究者等の業績に関する評価も含め、厳正な評価の実施を推進)

第2期科学技術基本計画の策定(H13. 3)



基本計画の改定内容を反映して策定
国の研究開発評価に関する大綱的指針(H13. 11)

独立行政法人評価

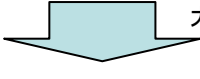
独立行政法人通則法に基づく中期目標に係る業務実績の評価の実施(H13. 4)
国立試験研究機関の独立行政法人化(H13. 4)

成果を問うだけでなく研究者の挑戦を励ます面を重視
(改革の方向:
創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価等を推進。
効果的・効率的な評価システム改革の運営等:
評価の不必要な重複の排除、評価の連続性と一貫性の確保、政策目標を踏まえた評価の推進)

実施状況を反映して改定
国の研究開発評価に関する大綱的指針(H17. 3)

国立大学法人評価

国立大学の独立行政法人化(H16. 4)
国立大学法人法による中期目標に係る業務実績の評価の実施(H16. 4)



大綱的指針の改定を反映
第3期科学技術基本計画の策定(H18. 3)

2. 評価専門調査会における評価システム改革の加速化に向けた主な検討の経緯

第54回
(H18.4.24)～

- 評価専門調査会において、第3期科学技術基本計画において示された評価システム改革に関する加速化方策の議論を開始

第64回(H19.5.22)～
第65回(H19.6.1)

- 文部科学省、経済産業省、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人科学技術振興機構(JST)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)から、それぞれにおける研究開発評価への取り組み状況を聴取
- 平澤 東京大学名誉教授(元総合科学技術会議評価専門調査会専門委員)から「研究開発評価」の課題と解決策についての講演を聴取

第68回
(H19.9.7)

- 専門委員から(ア)評価の質の向上、(イ)評価の活用、(ウ)評価の効率化、(エ)評価人材の養成・確保などに関する具体的な方策についてのご意見をとりまとめ

第70回
(H20.3.3)

- 評価システム改革の促進方策検討の主な論点に関する審議

第71回
(H20.4.10)

- 評価システム改革の促進方策検討の主な論点(修正案)に関する審議
- 国の研究開発に関する大綱的指針の見直し方向に関する審議

第72回
(H20.5.23)

- 評価システム改革の促進方策検討の主な論点(再修正案)に関する審議
- 国の研究開発に関する大綱的指針の改定骨子案に関する審議

3. 大綱的指針改定の必要性和その方向

評価専門調査会における議論を通じ提示された、第3期科学技術基本計画において示された評価システム改革を加速化していくための具体的な方策

① 厳正で的確な評価の実施を通じて優れた研究開発成果の創出を促し、それを次の研究開発に切れ目無く連続的につなげ、国民・社会への還元を迅速化する具体的な方策

- 研究開発成果の評価は国際的な水準に照らして実施することを基本
- 評価の項目や基準、評価結果の活用方法などの評価方法は、対象とする研究開発の性格や分野などに応じて設定
- 目標の設定やその達成状況に関して被評価者が自己点検を実施し、それを活用して外部評価を実施
- 副次的な成果や学術の進展に与えたインパクトなどにも着目した成果を幅広く捉えた評価を実施
- 成果に係る評価結果が次の研究開発の事前評価に活用されるよう評価の実施時期を設定
- 追跡評価の一層の定着を促進し、その成果を研究開発の企画立案や評価の実施方法の改良などに積極的に活用

② 被評価者等への評価への参加のインセンティブを高め、また、評価に要する過剰な負担を回避して、機能的で効率的な評価を実施する具体的な方策

- 目標の設定やその達成状況等に関して被評価者が自己点検を実施し、それを活用して外部評価を実施
- 評価結果を誰がどのように活用するのか、その主体ごとの役割や責任をあらかじめ明確にし、関係者に周知
- 複数の個別課題から構成される研究開発施策を対象として評価を実施する場合には、施策の目標と個別課題の目標との関連付けの適正さを重視
- 階層的な構成となっている政策評価や独法評価においては、一つの研究開発に対して重複した評価が行われないよう評価結果を有効に活用

③ 評価の質を高め、また、研究開発に対する国民の理解増進を図るための具体的な方策

- 評価結果については、国民にわかりやすいよう、研究開発の内容や成果なども含めてとりまとめて情報発信
- 国の内外や年齢を問わない優れた評価者を養成・確保するために、これらの者の積極的な評価者としての参加要請や評価者となったことを履歴として認定する取組みを推進
- 研究開発のグローバル化に対応して、研究開発評価についても国際的に高い水準のものとなるよう評価方法を設定し、また、海外の専門家に評価者を要請

長期戦略指針
「イノベーション25」
(H19.6.1閣議決定)

革新的技術戦略
(H20.5.19
総合科学技術会議決定)

環境エネルギー技術
革新計画
(H20.5.19
総合科学技術会議決定)

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律
(H20.6.11 法律第63号)

各府省で策定する評価に関する指針や個別評価対象ごとの評価要領などに上記の改善方向を反映

大綱的指針の改定が必要

改定に係る方向

- 改善方向を端的にわかりやすく
- 基本的な考え方と評価の実施に関する原則を明記
- 具体的な内容等は各府省の評価指針等に

4. 大綱的指針改定案の概要

全体構成を、「第1章 基本的考え方」と「第2章 対象別評価の実施」に区分

第1章 基本的考え方

- 研究開発評価の意義として、つなげる評価の実施による優れた研究開発成果の国民・社会への還元の迅速化等に資すること
- 各府省が本指針に沿って策定する研究開発評価の指針等において明確にすべき項目等の明示
- 研究開発評価は、目標の達成度合いと成果の国際的水準により行うことを基本とすること
- 重層構造における評価の効率的実施や、評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化
- 評価人材の養成・確保方策として、研究者の評価者としての参加履歴を積極的に認定する取組み
- 評価の国際的水準の向上への取組み

第2章 対象別評価の実施

本指針の対象ごとに、評価の実施主体、評価者の選任、評価の実施時期、評価方法、評価結果の取扱いなどについて原則とすべき方向を明示

① 研究開発課題の評価に関しては、

- 評価は課題を設定しそれを実施する府省等、競争的資金制度等を運営する府省又は独立行政法人研究機関が実施すること
- 外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施すること
- 優れた研究開発成果が次の段階の研究開発に切れ目無くつながるよう、成果に係る評価を終了の前に実施すること
- 国際的水準に照らして適切な評価が行われるよう評価項目や評価基準を設定すること
- 具体的な類型ごとの評価の実施例を明示(基礎研究、研究開発プロジェクト、国家的プロジェクト) など

② 研究者等の業績の評価に関しては、

- 評価は機関の長が実施すること
- 被評価者が関与した競争的資金制度における課題の評価結果等を活用して効率的に実施すること など

③ 研究開発機関等の評価に関しては、

- 機関の長が自ら評価を行うこととし、評価者は外部の専門家等による外部評価とすること
- 独立行政法人評価委員会の研究開発の実施推進に関する業務の評価は、当該独立行政法人研究機関が本指針に則って適正に評価を実施しているか等を重視した評価とすること など

④ 研究開発施策の評価に関しては、

- 評価は研究開発施策を実施する府省又は独立行政法人研究機関等が実施すること
- 外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施すること
- 施策内の個別課題と施策全体の目標との関連付けの明確化などを重視した評価を実施すること など

5. 今後の対応

① 総合科学技術会議への報告と同会議での決定

新たな大綱的指針の策定に関しては、評価専門調査会において取りまとめた案を総合科学技術会議に付議し、同会議において決定するとともに、それを内閣総理大臣等に意見具申することを予定。

ただし、独立行政法人の評価に関して独立行政法人通則法の改正が予定されていることから、それとの整合を図ることが必要。

このため、7月に評価専門調査会における改定案のとりまとめを行い、総合科学技術会議に報告し、その後、独立行政法人通則法改正等の状況を踏まえて総合科学技術会議に付議、決定等を行うことを予定。

② 内閣総理大臣決定の通知(内閣府)

③ 各府省の指針等の見直し(各府省等)

④ 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価の充実

など